



島根県報

平成29年8月14日（月）

第2,928号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定 (") 2

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 (") 2

配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定
地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 2

【公 告】

採石業務管理者試験の実施 (河川課) 3

【選管規程】

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程 4

【選管告示】

出雲市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについての裁決 11

【雑 報】

公益信託しまね女性ファンドの平成28年度の信託事務及び信託財産の状況 (環境生活総務課) 12

告 示**島根県告示第446号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成29年 8 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ライフサポート山陰	訪問介護	訪問介護事業所たんぼ	出雲市荒茅町2780番地28	平成29年 8 月 5 日
	介護予防訪問介護	ぼ		

島根県告示第447号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成29年 8 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ライフサポート山陰	居宅介護支援	居宅介護支援事業所たんぼぼ	出雲市荒茅町2780番地28	平成29年 8 月 5 日

島根県告示第448号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成29年 8 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
浜田市国民健康保険弥栄診療所	浜田市弥栄町木都賀イ530-1	平成29年 7 月 19 日

島根県告示第449号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年 8 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
出雲市	平成27年度～28年度	6枚	1冊	大呂 ^④	平成29年 8 月 1 日

飯南町	平成23年度～27年度	16枚	1冊	角井 1	平成29年 8 月 1 日
出雲市	平成27年度～28年度	11枚	1冊	大山左岸①	平成29年 8 月 1 日

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

平成29年 8 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

平成29年10月13日（金）午前10時から正午まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚、うち1枚は受験票に貼り付けること。（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- (3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

8,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所又は一般社団法人島根県採石協会、一般社団法人島根県東部地区採石業協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

平成29年9月1日（金）から同月15日（金）午後5時15分まで

なお、郵送の場合は、平成29年9月15日までの消印があるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 結果発表

試験結果は、平成29年11月2日（木）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-6783）に照会すること。

選挙管理委員会規程

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年8月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

島根県選挙管理委員会規程第5号

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程（昭和29年島根県選挙管理委員会規程第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第89条第8項ただし書」を「第89条第9項ただし書」に、「抹消または」を「抹消し、又は」に改める。

第8条中「第89条第6項」を「第89条第7項」に改める。

第9条第1項中「第89条第7項」を「第89条第8項」に改める。

第11条中「第94条第1項で、準用する公選法」を「第94条第1項で準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）」に改める。

第27条の4中「第27条の2」を「第27条の5」に改め、同条を第27条の7とする。

第27条の3を第27条の6とし、第27条の2の表中「第48条の2第2項」を「第48条の2第5項」に、「第7条第3項」を「第7条の2第3項」に、「第15号様式の2」を「第15号様式の3」に、「第27条の2」を「第27条の5」に改め、同条を第27条の5とする。

第27条の次に次の3条を加える。

（共通投票所における関係規定の適用の特例）

第27条の2 共通投票所においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第14条第1項及び第24条の規定は適用しない。

第12条	公選法第37条第2項	公選法第41条の2第5項の規定により読み替えて適用される公選法第37条第2項
	公選令第24条第1項	公選令第48条の3の規定により読み替えて適用される公選令第24条第1項
	別記第7号様式による	別記第7号様式に準じて作成した
	別記第8号様式により	別記第8号様式に準じて
第13条	公選法第38条第1項又は第2項	公選法第41条の2第5項の規定により読み替えて適用される公選法第38条第1項又は第2項
第14条第2項	令第6条第3項	令第6条の2第3項
	別記第10号様式により	別記第10号様式に準じて
第15条	投票所	共通投票所
	別記第11号様式により	別記第11号様式に準じて
第16条	投票所	共通投票所
第19条	投票区名	共通投票所名
第20条	投票管理者は	共通投票所の投票管理者は
	別記第15号様式	別記第15号様式の2
	投票調表	共通投票所投票調表

第21条第1項	投票管理者は	共通投票所の投票管理者は
	選挙人名簿	選挙人名簿の抄本
	次に掲げる書類及び物件を送致しなければならない。 (1) 投票調表（第15号様式） (2) 令第9条で準用する公選令第65条（投票所閉鎖後送致を受けた不在者投票）の規定による不在者投票	共通投票所投票調表（第15号様式の2）を送致しなければならない。
第21条第2項	別記第17号様式による	別記第17号様式に準じて作成した
第22条第1項	第20条	第27条の2の規定により読み替えて適用する第20条

（共通投票所を開かず、又は閉じる場合の告示）

第27条の3 市町村委員会は、法第94条第1項において準用する公選法第41条の2第3項の規定による告示をするときは、別記第24号様式によらなければならない。

（共通投票所の開閉時刻の特例）

第27条の4 市町村委員会は、法第94条第1項において準用する公選法第41条の2第6項の規定により読み替えて準用される公選法第40条第1項ただし書の規定により共通投票所の開閉時刻を繰上げ、又は繰下げようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、県委員会に提出しなければならない。

- (1) 共通投票所名
- (2) 共通投票所の開閉時刻

第27条の7の次に次の1条を加える。

（期日前投票所を開かず、又は閉じる場合の告示）

第27条の8 市町村委員会は、法第94条第1項において準用する公選法第48条の2第3項の規定による告示をするときは、別記第25号様式によらなければならない。

第29条中「監獄等」を「刑事施設等」に改める。

第37条第3項中「第48条の2第2項」を「第48条の2第5項」に、「第49条の10」を「第49条の11」に改める。

第54条（見出しを含む。）中「投票所、期日前投票所」を「投票所、共通投票所、期日前投票所」に改める。

第5号様式中「第89条第8項」を「第89条第9項」に改める。

第14号様式中「第何投票所（）」の次に「（第何）共通投票所、」を加え、「投票所（期日前投票所）」を「投票所（共通投票所、期日前投票所）」に改め、「投票区（）」の次に「（第何）共通投票所、」を加える。

第15号様式中「第89条第6項」を「第89条第7項」に、

「

8 計 ((7)+(1))			
9 期日前投票者数			
10 合計 (8+9)			

を

」

「

8 計 ((7)+(1))			
---------------	--	--	--

」

9 共通投票所投票者数			
10 期日前投票者数			
11 合計 (8 + 9 + 10)			

に改める。

」

第15号様式の2中「第27条の2」を「第27条の5」に改め、同様式を第15号様式の3とする。

第15号様式の次に次の1様式を加える。

第15号様式の2（第27条の2）

何海区漁業調整委員会委員何選挙共通投票所投票調表

（第何）共通投票所

（その1）投票調

区 分		男	女	計
共通投票所における投票者数		人	人	人
共通投票所における投票者数のうち	点字投票をした者の数			
	代理投票をした者の数			

（その2）仮投票調

(1) 法第94条第1項で準用する公選法第50条による仮投票

名簿番号	選挙人氏名 (法人の名称)	拒否の理由	仮投票をさせた理由	不服又は異議の理由

(2) 令第9条で準用する公選令第41条による（代理投票の）仮投票

名簿番号	選挙人氏名 (法人の名称)	拒否の理由	仮投票をさせた理由	不服又は異議の理由

（その3）代理投票調

名簿番号	選挙人氏名 (法人の名称)	補助者氏名		理 由		名簿番号	選挙人氏名 (法人の名称)	補助者氏名		理 由	
				心身の故障	その他					心身の故障	その他

第16号様式中「投票区（」の次に「（第何）共通投票所、」を加える。

第19号様式中「（開票）区（」の次に「（第何）共通投票所、」を加える。

第23号様式中「第89条第6項」を「第89条第7項」に改める。

第24号様式及び第25号様式を次のように改める。

第24号様式（第27条の3）

何選挙管理委員会告示第何号

何年何月何日行う何海区漁業調整委員会委員選挙につき、漁業法第94条第1項において準用する公職選挙法第41条の2第3項の規定により、次の共通投票所を閉じる。（開かない。）

何年何月何日

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏 名

共通投票所名	共 通 投 票 所 の 場 所

第25号様式（第27条の8）

何選挙管理委員会告示第何号

何年何月何日行う何海区漁業調整委員会委員選挙につき、漁業法第94条第1項において準用する公職選挙法第48条の2第3項の規定により、次の期日前投票所を閉じる。（開かない。）

何年何月何日

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏 名

期日前投票所名	期 日 前 投 票 所 の 場 所

第29号様式中「投票区」の次に「（（第何）共通投票所）」を加える。

第30号様式中「第89条第6項」を「第89条第7項」に改める。

第39号様式中「投票区・投票区」を「投票区・投票区」に、「投票区」の次に「投票区」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第17号

平成29年4月9日執行の出雲市長選挙における当選の効力に関し、島根県出雲市島村町271番地吉田博義から提起された審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成29年8月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

裁 決 書

島根県出雲市島村町271番地

審査申立人 吉 田 博 義

上記の者から提起された平成29年4月9日執行の出雲市長選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関する審査申立てについて、島根県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、本件選挙に関し、出雲市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、平成29年5月22日付けで、これを棄却する旨の決定をした。

申立人はこの決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件当選人の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

その理由の内容を要約すれば、次のとおりである。

- 1 申立人は、本件選挙への立候補を辞退するよう働きかけを受けた。その働きかけについては、当選人も承諾していた。
- 2 申立人が選挙運動用ポスター等の作成を印刷所と交渉しても、そのたびに途中でキャンセルされるなど、立候補前後に、公平、公正で自由な選挙を行えないような妨害行為が、準備段階、商取引時にも多数あり、被害を受けた。
- 3 報道機関に対し、威力を用いて、公平、公正な報道が行えないよう介入した。
- 4 申立人は開票立会人を立てることができず、また、開票所の会場出入口が自由で、どこでも出入りができる状態が長く続いており、票の抜き差しや入れ替えなどの不正が行われても当然の状態であった。こうしたことから、選挙の集計と開票作業に不正が行われている疑いがある。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件を確認したところ、公職選挙法第206条第2項に基づく適法なものと認められたので、これを受理し、市委員会から弁明書、申立人から反論書を徴し、平成29年7月25日に申立人からの申立による意見陳述を行った。

ところで、当選の効力に関する争訟は、当選人決定についての違法、すなわち①当選人を決定した機関の構成や決定手

続きに違法があること、②各候補者の有効得票数の算定手続きに違法があること、③当選人となりうる資格の有無の認定について違法があることを主張して争うものとされている。(東京高等裁判所昭和28年2月17日判決および名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決)

このような観点に立って、申立人の主張する理由について検討した。

1 申立理由1～3について

当選の効力に関する争訟における当選無効原因としての違法事由は、前述したように、当選人決定についての違法事由のみに限られると解されており、申立理由1～3のような事実があったかどうかを判断するまでもなく、申立人の主張は当選人決定についての違法に当たらないことは明らかである。

また、当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている(公職選挙法第251条)ことに照らし合わせると、当選人の行為の罰則該当の有無についての認定・判断はもっぱら刑事上の訴追とその結果に委ねられていると解すべきであるが、本件当選人が本件選挙に関して公職選挙法第16章の規定に基づく罰則適用の対象となり、そのために刑に処せられたという事実は認められない。

よって申立人の申立てには理由がない。

2 申立理由4について

申立人は立会人を立てることができず、また、開票所の会場出入口が自由で、票の抜き差しや入れ替えが行われても当然の状態であると言うが、そのことが開票や集計作業に不正があることの証拠にはならず、その他には不正が行われていると認めるに足りる具体的な事実や証拠を何ら示していない。

なお、立会人については、申立人が当該選挙の候補者である申立人自身を立会人にするよう求めたものであり、公職選挙法第62条第9項及び第76条において準用する第62条第9項の規定により、当該選挙の公職の候補者は開票立会人及び選挙立会人になることはできない。

よって、申立人の申立てには理由がない。

以上のとおり、申立理由1から4について判断した結果、当選を無効とする理由は認められないから、当委員会としては主文のとおり裁決する。

平成29年 8 月 2 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

雑 報

公益信託しまね女性ファンド(平成28年度)信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第4条第2項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成3年島根県規則第41号)第6条の規定に基づき公告する。

平成29年 8 月 14 日

公益信託しまね女性ファンド受託者

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

1 信託事務の概要

島根県内の女性を主たる構成員とする団体により行われた「魅力ある地域づくり」を推進する活動30事業に対し、計6,650,000円、「男女共同参画社会づくり」を推進する活動6事業に対し、計1,122,000円、「次代を担う人づくり」を推進する活動7事業に対し、計1,678,000円、「水と緑豊かな環境づくり」を推進する活動については該当なし、合計43事業9,450,000円の助成金給付を行った。

2 信託財産の状況（平成29年 3 月31日現在）

資産合計	金291,167,455円
負債合計	0円
正味信託財産	金291,167,455円